

インボイス制度の開始！ **特にご留意いただきたい** 事項

10月1日に登録通知が未達の場合

【買手の対応】

Q.売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、**登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた**が、仕入税額控除を行ってよいか？

事前にインボイス発行事業者の**登録を受ける旨が確認できた**ときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、**仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**

ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに！

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、**税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能**（「少額特例」といいます）ですので、上記の対応は不要です。



年末調整の準備をしましょう

控除のハガキが届く時期です。「お近くに貼り出してご利用ください」

- 生命保険料控除証明書（一般・介護・個人年金）
- 地震保険料控除証明書（地震・旧長期損害）
- 国民年金・国民年金基金保険料控除証明書
- 小規模企業共済保険料控除証明書（iDeCo等）
- 住宅借入金特別控除申告書・借入金残高証明書
- 中途入社で前職がある方は前職の源泉徴収票



従業員さんへ
呼びかけましょう

医療費控除は従業員さん自身が**確定申告**で行う控除です。（年末調整では行えません）

NEWS

年末調整システムセミナーを11/14（火）PM開催予定
詳細につきましては、後日詳しくお知らせいたします



TKC全国会

アシシステム税理士法人



魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500
富山支店 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402

皆様の周りに経理指導をして
欲しい方はおられませんか？
担当者へお問合せください

